

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年7月9日
【事業年度】	第66期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社N F Kホールディングス
【英訳名】	NFK HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 城寶 豊
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
【電話番号】	045-575-8000
【事務連絡者氏名】	山内 昇
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
【電話番号】	045-575-8000
【事務連絡者氏名】	山内 昇
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第66期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

独立監査人の監査報告書

株式会社N F Kホールディングス
取締役会 御中

平成20年6月27日

監査法人ウイングパートナーズ

業務執行社員 指定社員 公認会計士 赤坂 満秋

業務執行社員 指定社員 公認会計士 市島 幸三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため「経理の状況」に掲げられている株式会社N F Kホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場からこの財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N F Kホールディングス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

以

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

株式会社N F Kホールディングス
取締役会 御中

平成20年6月27日

監査法人ウイングパートナーズ

業務執行社員 指定社員 公認会計士 赤坂 満秋

業務執行社員 指定社員 公認会計士 市島 幸三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため「経理の状況」に掲げられている株式会社N F Kホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

の第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場からこの財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表

示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N F Kホールディングスの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当事業年度において7百万の営業損失及び50億7千2百万円の当期純損失を計上したことにより、会社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

当該状況に対応する施策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上